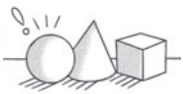


# 役立つ！ 会務活動



vol.5

## スポーツと法律の架け橋

会員 飯嶋 太郎 (73期)

### 1 スポーツ法

スポーツ法とは、「スポーツに関する法」である。

では、「スポーツ」とは何か？ 残念ながらこれを定義した現行法は存在しない。

これだけ曖昧な法分野であるからこそ、様々な問題が積み残り、その問題が浮き彫りになった昨今、専門家集団（スポーツロイヤーズ）の存在意義が高まっている。

### 2 スポーツ法検討プロジェクトチーム (PT)\*1

スポーツ法検討PTは当会所属のスポーツロイヤーズで構成される。スポーツニュースの検討とスポーツ判例研究を基本的な活動とし、不定期で外部講師を招き、講演会を実施している。ニュース検討では発表担当者が興味・関心を持ったニュースをピックアップし、法的な問題点や疑問点等を議論する。一見法律とは関係がなさそうなテーマであっても、様々な角度から議論を進める中で、複数の法的問題をはらんでいることが明らかになる。判例研究ではスポーツに関連する判例を探究するが、当該訴訟では争点化されていないような派生的な事項にまで踏み込んで議論をするため、知見が深まる。いずれもスポーツ法に造詣の深い会員（熟練スポーツ

ロイヤー）が議論を先導し、中身を深く掘り下げるため、若手会員の私（新米スポーツロイヤー）にとっては参加するたびに新たな発見があり、刺激的である。

また、スポーツの分野において第一線で活躍されている選手、指導者といった外部講師の方々の講



トラックから見上げる  
走高跳のバーと青空

演は目からうろこの連続である。同じスポーツに携わる者とはいえ、異なる分野を専門としている方の視点や指摘は鋭く、これまた刺激的である。

### 3 スポーツロイヤー

私自身は選手として、また指導者としてスポーツに熱中した時代を経て、弁護士としてスポーツに携わっている。スポーツと法律は遠いようで非常に密接な分野である。スポーツと法律とをつなぐ架け橋としてのスポーツロイヤーが、スポーツ法検討PTから生まれ、そして成長していく。

\*1：スポーツ法検討PTは弁護士業務改革委員会内のプロジェクトチームです。



こちらから読んでね

### 桜と LIBRA

